

告示第 27 号
平成 30 年 12 月 5 日

熊本県後期高齢者医療広域連合の広域連合長選挙に関する規則第 4 条の規定により、任期満了による熊本県後期高齢者医療広域連合長の選挙の期日を次のとおり定める。

熊本県後期高齢者医療広域連合長選挙
選挙長 士野公史

1 選挙期日 平成 30 年 12 月 19 日

告示第28号
平成30年12月5日

熊本県後期高齢者医療広域連合の広域連合長選挙に関する規則第4条の規定により、任期満了による熊本県後期高齢者医療広域連合長の選挙の期日前投票の開始日を次のとおり定める。

熊本県後期高齢者医療広域連合長選挙
選挙長 士野公史

1 期日前投票開始日 平成30年12月12日